傷病手当金を請求される方へ

三菱電機健康保険組合

下記の注意事項をよくお読みになってから請求してください。

支給条件※4項目すべてにあてはまることが必要

- 1. 病気やケガにより療養していること(業務上または通勤途上中の事故による傷病は除く)
- 2. 仕事に就けないこと(労務不能であること)
- 3. 連続3日以上休んでいること(3日間待期を取り4日目から支給されます)
- 4. 給与が支払われていないこと(給与カットがあり、その金額が傷病手当金の額より少ない場合は差額が支給されます)

支 給 期 間

支給を始めた日から通算して1年6カ月に達するまでの期間となります。

注 意 事 項

- 1. 記入もれ・間違いがないか確認をしてから提出してください。(不備の場合、支給が遅れる場合があります)
- 2. 療養を担当した医師等(※)に無理な証明をお願いしてはいけません。
- 3. 療養を担当した医師等の証明は「証明日以前の期間」を取ってください。 (未来の証明は受付できませんので証明日までの支給となります)
- ※ 医師等: 医師、歯科医師、(症状によって)柔道整復師となります。

<障害年金・老齢年金等について>

- ・厚生年金保険の障害厚生(基礎)年金・障害手当金・老齢年金等を受給している場合は支給対象外となります。 ただし、障害年金等の額が傷病手当金の額より少ない場合は、差額が支給されます。
- ・障害年金等との差額支給がある場合は、日本年金機構発行の最新の●国民年金·厚生年金保険年金証書[改定通知書](写)
 - ●年金振込通知書(写)を傷病手当金請求書に添付しご提出ください。(請求書とセットで最新のものを提出してください)
- ・傷病手当金を請求しているときに、障害年金等の受給資格が発生した場合や金額が改定された場合は、すみやかに 事業所健保窓口(任意継続者は健康保険組合)へご連絡ください。

■ 初めて請求される方(第一回目)

- 第一回目の請求のみ待期を3日間取り、4日目からの支給となります。(4日目以降も給与が支給されている場合は給与が不支給になった日からの支給となります)
- ・第一回目の請求は「労務不能になった始めの日から」の証明が必要です。 ※「始めの日から」の証明でない場合は、3日間の待期により支給できない期間が発生する場合があります。

提出書類

- ① 傷病手当金請求書 ※ 記入もれがないか確認してください
- ② 傷病手当金請求に伴う状況報告書
- ●障害年金等を受給されている方は
- ③ 年金証書[改定通知書](写)・年金振込通知書(写)

■ 二回目以降、請求される方

・傷病手当金は給与に代わるものですので、基本的に1ヵ月毎に請求してください。

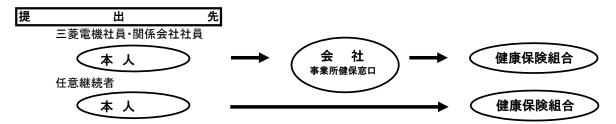
提出書類

- ① 傷病手当金請求書 ※ 記入もれがないか確認してください
- ●障害年金等を受給されている方は
- ② 年金証書[改定通知書](写)・年金振込通知書(写)

支 給 日 ・ 支 給 方 法

基本的に請求書を提出された翌月~翌々月に給付いたします。(不備や審査によって遅れる場合があります)

●三菱電機社員: 給与同封 ●関係会社社員: 会社へお問い合わせください ● 任意継続者: 保険料を引き落としているご指定の口座



傷病手当金は病気やケガを早く治して職場へ復帰することを目的としているので、会社を休んで 治療の必要があるという医師等の意見を参考にして、健康保険組合が認めた場合のみ支給されるものです。 また、請求書提出後、健康保険法に基づいた審査等のため支払いまでに3~4ヶ月かかる場合があります。

傷病手当金 請求書 (傷病手当付加金・延長傷病手当付加金)

この申請書は2枚で1組です。必ず1枚目、2枚目をセットでご提出ください

													1 令	↑H	牛	月	Ħ
	被保険者 記号・番				新				被保	険 者 氏	名						
	所	事業所属	f名	I			業務の種別			生年	月日	昭・□	Ţ.	左		3	п
	住) 所	Ē	-)					Tel		(年)	1	日
	傷病	名															
被	発病の状態 負傷の原									は負傷の		昭•3	平•令				
保険	療養のた	`□ ∴め休んだ期 □請期間)	間	令和	4	年 月	日か	46 A	令和	年の開始	月		日 ま [、]	<u>年</u> で	J	日間	日
	障害厚生	· 明朔同) (基礎)年金 = 当金の受給	: •	無 •	請求中	• 有				場合、傷疹病手当金支							
者記	受給が	- ヨエッシャ - 有 の場合 給傷病名					727200	+11127	£	F金証書の 一番)		<i>"</i>	T1984 >	C/141 C N 0 0		
入	第三者行	「為によるも ですか	0	はい	•	いいえ				- NC 32 B	.5						
欄	老齢	厚生 (基礎) の受給	年金		無	請求	:中 · ;	 有	退	職後の加入	健保名						
	職 後 雇	用 (失業) f	保険		無	· 延	美 ※有の場合係 支給され		:は 資	格喪失後、	就業はし	ていま		•	いいえ		
		〔継続の方は口	座記入る	下要。※退職	後老齢年金	を等を受給し	ている場合、老舗	命年金等の	額が傷病	手当金支給	給額より少	ない場	合は差額	預が支糸	されます	-	
	の 場	金融機関名	ı			銀行		支	友店	口座社	番号						
	合(カタス	名義 カナで記入してく	(ださい)							預金和	锺別			普通	[] 当區	莝
	備考																
<u> </u>		業補償給付受	そ給 :	有·無	申請	回数 : 第		可目以降		-回目 この 場合	疾病で会社 最初の		だの令和	1 年	月	目((頃)
	労災の休	労務に	全給 :	有 · 無 _年	申請	回数 : 第		休		場合			TT AL		_月 ・ 復職		
事	労災の休						一回目・二	休	復職状況	場合	最初の	日 月	T7 44	日休職			
事業	労災の休!	労務に いった期間	令和	年	月	目から		休行 わかる章	復職状況	場合	最初の 年	の請求	T7 44	日休職			
l `	労災の休!	労務に	令和	年	月	日から日まで		休行 わかる針 入行 退取	復職状況 範囲で結構 社年月日	場合・行です・令和・日・昭・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・日・	最初の年退職後平・令令	の請す	************************************	日休職	• 復職		予定
業主記	労災の休 ※ 服さなカ	労務に いった期間	令和令和	年年	月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	日から 日まで 日から 日まで		(株行 わかる針 入行 退取 記載(復職状況 範囲で結構 社年月日	場合です。今和にです。	最初の年退職後平・令令	の請す	The state of t	日休職	• 復職 月		予定 日 日
業主記入	労災の休 ※ さなか ▼ 中金※ (上記※	労務に いった期間	令和 令和 令和 令和	年年年年年	月 月 月 月	日から 日まで 日から 日まで 左 日から	日間	(休代) (休代) (かん) (かん) (かん) (かん) (かん) (かん) (かん) (かん	復職状況 範囲で結構 社年月日	場合の名がある。	最初の年退職後平・令令	の請す	The state of t	日 休職	復職月月	• 復職	予定 日 日
業主記	労災の休 ※ さ ・	労務に いった期間 全額支給	令和 令和 令和	年年年	月月月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	日から 日まで 日から 日まで 左 日から	日間	(水水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水	復職状状 変範囲で結構 社年月日 で報報年月日 で記した。 名 移 住 月	場合の名でする。	最初の年退職後平・令令	の請す	The state of t	日 休職	復職月月	• 復職	予定 日 日
業主記入	労災の休 ※ さなか ▼ 中金※ (上記※	労務に いった期間 全額支給	令和 令和 令和 令和	年年年年年	月 月 月 月	日から 日まで 日から 日まで 左 日から ¥ 日まで	日間	(休代) (休代) (かん) (かん) (かん) (かん) (かん) (かん) (かん) (かん	復範囲で結構性 とは、 とは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 を	場合の名でする。	最初の年退職後平・令令	の請す	The state of t	日 休職	復職月月	• 復職	予定 日 日
業主記入	労災の休 ※ さなか ▼ 中金※ (上記※	労務に いった期間 全額支給 一部支給	令和 令和 令和 令和	年 年 年 年	月 月 月 月	日から 日まで 日から 日まで <u>¥</u> 日まで <u>¥</u>	日間	(水である) (水でなる)	復職状状 変範囲で結構 社年月日 で報報年月日 で記した。 名 移 住 月	場合の名でする。	最初の年退職後平・令令	の請す	The state of t	日 休職	復職月月	• 復職	予定 日 日
業主記入欄	労災の休 ※ さなか ▼ 中金※ (上記※	労務に いった期間 全額支給 一部支給	令和 令和 令和 令和 令和 令和	年 年 年 年	月 月 月 月 月	日から 日まで 日から で 左 ¥ 日から 日まで すから 日まで	日間	(水である) (水でなる)	復範囲で結構性 とは、 とは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 を	場合の名でする。	最初の年退職後平・令令	の請す	The state of t	日 休職	復職月月	• 復職	予定 日 日
業主記入欄健	労災の休 ※ さな ▼	労務に いった期間 全額支給 一部支給	令和 令和 令和 令和 令和 令和	年 年 年 年 年 年	月月月月月月月月月	日から 日まで 日から 日まで ¥ 日から 日まで 日から 日まで 日から	記期間中の賃金合賃金日	(休代) (休代) (水水) (水水) (水水) (水水) (水水) (水水) (水水) (水	復範囲 社職の と 名 住 氏 名 住 氏	場合のおり、相違ない	最初の年退職後平・令令	の請す	The state of t	日 休職	復職月月	• 復職	予定 日 日
業主記入欄	労災の (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	労務に いった期間 全額支給 一部支給	令和 会別 会別 会別 <td>年 年 年 年 年 年</td> <td>月月月月月月月月</td> <td>日から 日まで 日から 王 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日から</td> <td>日間 記期間中の賃金合 賃金日3</td> <td>(木体 たわかる 4 と</td> <td>復範囲 生職の 大精構 日 日 と 名 住 氏 月 日 と 7 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日</td> <td>場合のおり、相違ないが、</td> <td>最初の年退職後平・令令</td> <td>の請す</td> <td> The state of t</td> <td>日 休職</td> <td>復職月月</td> <td>• 復職</td> <td>7 日 日</td>	年 年 年 年 年 年	月月月月月月月月	日から 日まで 日から 王 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日から	日間 記期間中の賃金合 賃金日3	(木体 たわかる 4 と	復範囲 生職の 大精構 日 日 と 名 住 氏 月 日 と 7 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	場合のおり、相違ないが、	最初の年退職後平・令令	の請す	The state of t	日 休職	復職月月	• 復職	7 日 日
*	労災 RR	労務に いった期間 全額支給 一部支給 不支給	令和 会別 会別 会別 <td>年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年</td> <td>月月月月月月月</td> <td>日から 日まで 日から 王 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日から</td> <td>日間 記期間中の賃金合 賃金日3</td> <td>(木体 たわかる 4 と</td> <td>復範囲 生職の 大精構 日 日 と 名 住 氏 月 日 と 7 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日</td> <td>場合のおり、おいです。一日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日</td> <td>最初の年退職後平・令令</td> <td>正明 令 種間</td> <td> The state of t</td> <td>年 年</td> <td>復職月月</td> <td>• 復職</td> <td>予定 日 日 円</td>	年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	月月月月月月月	日から 日まで 日から 王 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日から	日間 記期間中の賃金合 賃金日3	(木体 たわかる 4 と	復範囲 生職の 大精構 日 日 と 名 住 氏 月 日 と 7 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	場合のおり、おいです。一日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	最初の年退職後平・令令	正明 令 種間	The state of t	年 年	復職月月	• 復職	予定 日 日 円
* 主 記 入 欄	労災 RR	が務に いった期間 全額支給 一部支給 不支給	令和	年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	月月月月月月月	日から 日まで 日から 王 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日から 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日まで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日からで 日から	記期間中の賃金合 賃金日2 3 ~ 令和	(木体 たわかる 4 と	復範 社職の 名 住 氏 月 月 が 秋 戸 名	場合のおり、おいです。一日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	最初の年退職後平・令令にとを記	正明 令 種間		年 年	· 復 月 月 月	- 復職	予定日日日

本紙に記載された個人情報は、別途事業主及び健康保険組合より公表の利用目的の範囲内で活用されます。

[●]発病または負傷の原因が業務上、又は通勤途上中の事故による場合は労災保険からの給付があるため健保から傷病手当金は支給されません。

三菱電機健康保険組合 行

傷病手当金 請求書 (傷病手当付加金・延長傷病手当付加金)

【この申請書は2枚で1組です。必ず1枚目、2枚目をセットでご提出ください】

			U																						가사	4	4	•	月		н_
	患者氏名																														
	(労務不能と認めた傷病/ 傷病名									(名のみご記入ください)																					
療	発病 又は 負傷 の 年 月 日		昭・平・令 年							月 日				療養の給付を開始した 年月日						昭・平・令				年			月			B	
養	発病 又は 負傷 の 原 因																														
を	労務不能と 認めた期間		令和 年							月				日 から																	
担	がめた期間		令和 年						月			日			日	目 まで															
	上記期間の	うち	うち入院期間						令 年			年	月		1	В		カュ	·ら 令			年			月			日 まで			
当	上記期間の診療実日数 および 診療日															日間						労務不能期間									S
l	日付 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18			务个F 21	記期 22	旬円 23	の 24	_	∃ (こ) 26	_	_	29		
	月																														
た	月																														
	月																														
医師	傷病の主状態 および経過概要																														
等																															
0	* 月 日頃から就 就労の見込みについて ・ 現時点では不明										労可能の見込み																				
意	上記のとおり相違ありま	ませ	ん。																		令	·和		4	年		月			日	
_E	医療機関の所在地																														
見	医療機関の名称																														
欄	医師の氏名																														
																	Tel		()				-	_				

<お願い>

- ○証明日以前の期間を証明願います
- ○訂正箇所には訂正印を押印願います

本紙に記載された個人情報は、別途事業主及び健康保険組合より公表の利用目的の範囲内で活用されます。